

実地指導結果 サービス種別：生活介護

令和2年3月31日現在（「所在地」「事業所名」は実地指導日現在）

申請者名	所在地	事業所名	実地指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人 土佐厚生会	安芸市	障害者支援施設あき	R1.8.7	なし		
特定非営利活動法人 ホップあきの会	安芸市	共同作業所 ホップあき	R1.8.27	水害・土砂災害を想定した訓練が実施されていないことが認められた。水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る訓練を実施すること。	改善済	
社会福祉法人 土佐厚生会	南国市	障害者支援施設こくふ	R1.11.28	なし		
社会福祉法人 土佐厚生会	南国市	障害者支援施設とさ	R1.12.11	なし		
社会福祉法人 土佐希望の家	南国市	土佐希望の家 医療福祉センター（生活介護）	R1.10.1	指定生活介護事業所の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）について、人員に関する基準により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た後に、加算基準を満たさない配置に変更した際の知事への届出が漏れるとともに、誤った加算請求をしていることが認められた。速やかに変更状況を知事に届け出るとともに過誤請求を行うこと。	改善済	
社会福祉法人 来島会	南国市	南海学園	R1.11.19	なし		
社会福祉法人 土佐福祉会	土佐市	作業所土佐	R2.2.14	令和元年10月以降、送迎加算（Ⅱ）の要件は満たすが、送迎加算（Ⅰ）の要件を満たしていないことが認められた。事業所で精査したうえで、令和元年10月以降に送迎加算（Ⅰ）を算定している事例は、送迎加算（Ⅱ）との差額を返還する等の措置を講じること。	改善済	
社会福祉法人 くすのき	土佐市	障害者支援施設くすのき園	R1.9.19	なし		
社会福祉法人 尽心会	土佐清水市	障害者支援施設太陽の家	R1.11.6	各室の用途について、指定時の届出から変更されているにも関わらず、変更届が提出されていないことが認められた。各室の用途に変更があったときは、当該変更に係る事項について10日以内に知事に届け出ること。	改善済	
社会福祉法人 一条協会	四万十市	障害者支援施設レジデンスわかふじ	R1.10.9	なし		
社会福祉法人 香南会	香南市	のぞみの家	R1.9.1	なし		
社会福祉法人 本山育成会	長岡郡本山町	障害者支援施設しゃくなげ荘	R2.2.27	なし		
社会福祉法人 さくら福祉事業会	高岡郡佐川町	生活介護事業所さくらんぼ	R2.1.16	なし		
社会福祉法人 土佐七郷会	幡多郡黒潮町	障害者支援施設大方生華園	R1.10.10	なし		
社会福祉法人 土佐七郷会	幡多郡黒潮町	障害者支援施設大方誠心園	R1.12.18	なし		